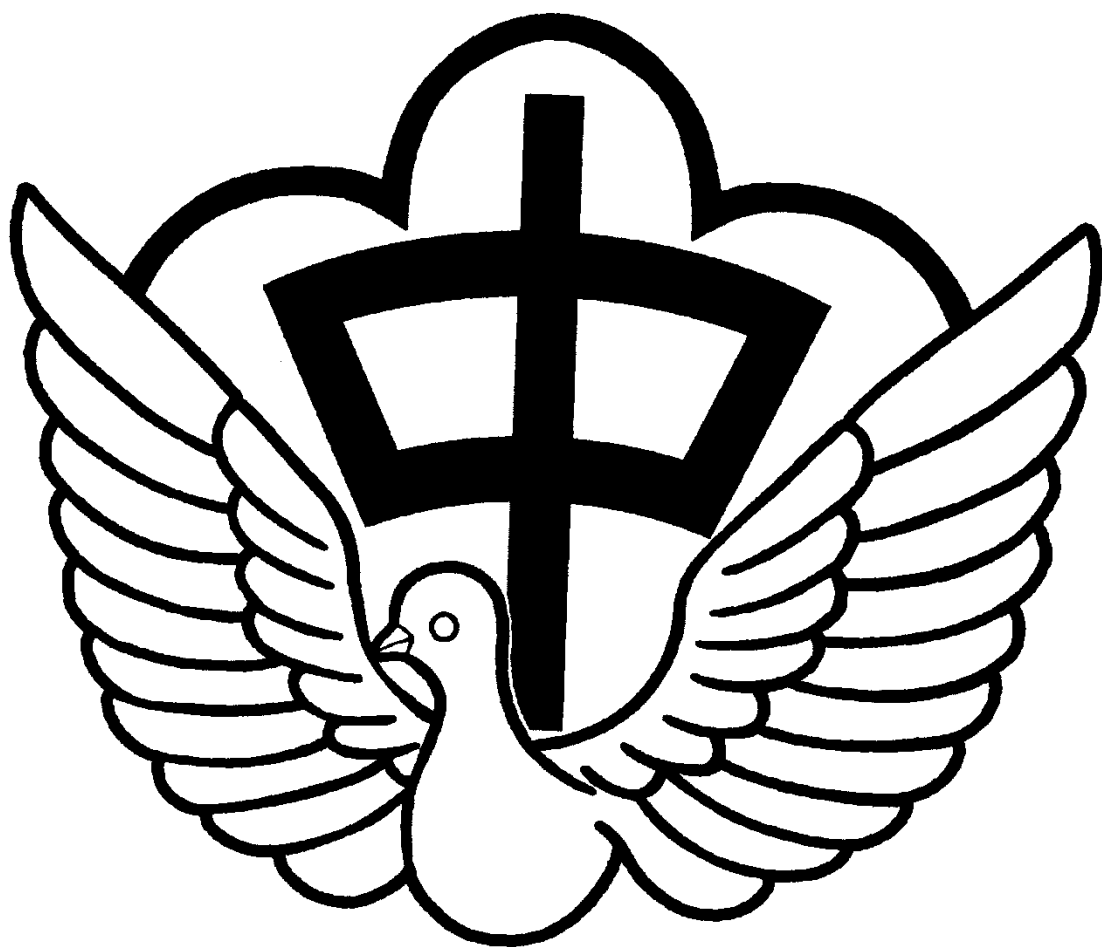


令和5年度
いじめ防止基本方針



姫路市立菅野中学校

令和5年5月12日 改定

姫路市立菅野中学校いじめ防止基本方針

姫路市立菅野中学校

1 学校の方針

校訓、「健康 向上 創造」のもと「主体的に学び、共に高め合う生徒の育成」を教育目標として「自他の生命と願い・想いを尊重できる生徒」「意欲的に粘り強く学ぶ生徒」「将来の夢や目標の実現に忍耐強く努力する生徒」「心身ともに健康で、活力のある生徒」「地域に愛着や誇りを持ち、大切に想う生徒」を育成する。また、「多様性を尊重する学校」「秩序があり、美しく、潤いのある学校」「学びに主体的で充実感のある学校」「笑顔があふれ、達成感を感じる魅力のある学校」「保護者や地域に信頼される学校」をめざす。

とりわけ、校訓の「健康」に込められた「自他の生命を大切にし、心身とも健やかで安心・安全な生活をつくりあげること」は、すべての教育活動の基盤であり「いじめのない安心して学べる学校づくり」に通じるものである。

そこで「兵庫県いじめ防止基本方針」と「姫路市いじめ防止基本方針」を踏まえながら、本校の学校教育目標を基礎に日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、ここに「姫路市立菅野中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

重点目標としている「基礎・基本の定着と自ら主体的に学ぶ意欲と態度を育成する」「自他の生命や人権を尊重する態度、未来を担う社会人としての資質を養う」「規範意識に根ざした自主性、自立性や豊かな感性を育成する」「夢や希望を持ち、仲間とともに未来を切り拓いていこうとする姿勢を育てる」は、「学力の向上」「生命の尊重」「規範意識の育成」「人間関係力の育成」「自尊感情・自己有用感の高揚」等、いじめの未然防止に結び付くものであるという共通理解のもと、日常の教育活動を意識的に展開する。特に、「特別の教科道徳」の時間を充実させるとともに、ねらいを明確にした自治的諸活動、地域に根ざした体験交流活動を進め、自尊感情・自己有用感を育む。

「いじめは、絶対に許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こり得る」「いじめはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生し得る」との認識を全教職員がもち、カウンセリングマインドと連携力を高めながら、以下の指導体制を構築し、いじめの未然防止・早期発見、迅速な対応等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を中心に複数の教職員や心理に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制など校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙 1】 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙 2】 早期発見チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙 3】年間指導計画

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ防止対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教委に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

【別紙 4】いじめ認知した時の組織対応

(4) 情報モラル教育の充実

教職員はインターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」場合であり、重大な被害とは「生徒が自殺を企図した場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」における「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間や連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態を判断した場合、直ちに、市教委に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ防止対応チームに専門的知識及び経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校基本方針は、本校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会や地区懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するために、学校評価に位置づけ、その結果を踏まえ、全教職員で改善に向かうよう検証していく。

【別紙 1】

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」「いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」という認識のもと、生徒の様子の変化や生徒からの情報を見逃さない。同時に「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもと、事実関係の把握と生徒の感じる被害性に着目して、いじめか否かを判断し、組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため「いじめ防止対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ防止対応チーム」を中心とし、教職員一人ひとりがいじめ問題を抱え込むことのないように全体で共通理解を図り、認知し次第、早期に報告・連絡・相談を密にして迅速で適切な対応をする。
- 4 いじめの早期発見・未然防止に向けた取り組みや、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケートやカウンセリング等を活用した検証・評価、いじめ防止基本方針の見直しを定期的に行う。

いじめ防止対応チーム

構成員	校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、関係学級担任 道徳・人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
任務	学校いじめ防止基本方針見直し・改善 年間指導計画の作成・実施・改善 校内研修会の企画・実施 早期発見のためのアンケート実施・集約・分析 いじめ案件の対応について事実確認・整理・判断 要配慮生徒への支援方針確認

※必要に応じて



地域から 学校評議員 ・ 民生委員児童委員 ・ PTA ・ 警察 ・ 少年補導委員
校内から 生徒支援担当 ・ 当該部活動顧問 ・ 各学年生徒指導担当

未然防止（規律・学力・自己肯定感）	早期発見（信頼関係・連携・情報入手）
<ul style="list-style-type: none"> ・教科指導の充実 ・特別活動の充実 ・道徳・人権教育の充実 ・福祉・ボランティア活動の充実 ・カウンセリングマインド研修 ・SCによるカウンセリング ・ライフスキル教育の推進 ・保護者・地域との連携 ・学年集会・生徒集会の定期的開催 ・いじめの未然防止プログラムの活用 ・生徒指導通信による情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期考査前のカウンセリング ・いじめのアンケート実施（学期1回） ・いじめアンケート聞き取りシートの活用 ・情報の収集 ・SSWの活用 ・登下校指導・休み時間の巡回指導 ・給食指導・清掃指導 ・部活動指導 ・情報の共有

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- グループ分けすると特定の子供が残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子供がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ※授業中、教職員に見えないようにメモを回したりしている

いじめられている子

日常の行動・表情の様子

- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が増える
- 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 時々涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしている

授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 休み時間自分の席で一人動かない
- 班編制の時に孤立しがちである
- 移動教室等いつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口をたたかれる

昼食時

- 好きなものを他の子にあげる
- 他の子から机を少し離している
- 残したりほとんど食べないことが続く
- 食べ物にいたずらされる

清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除している

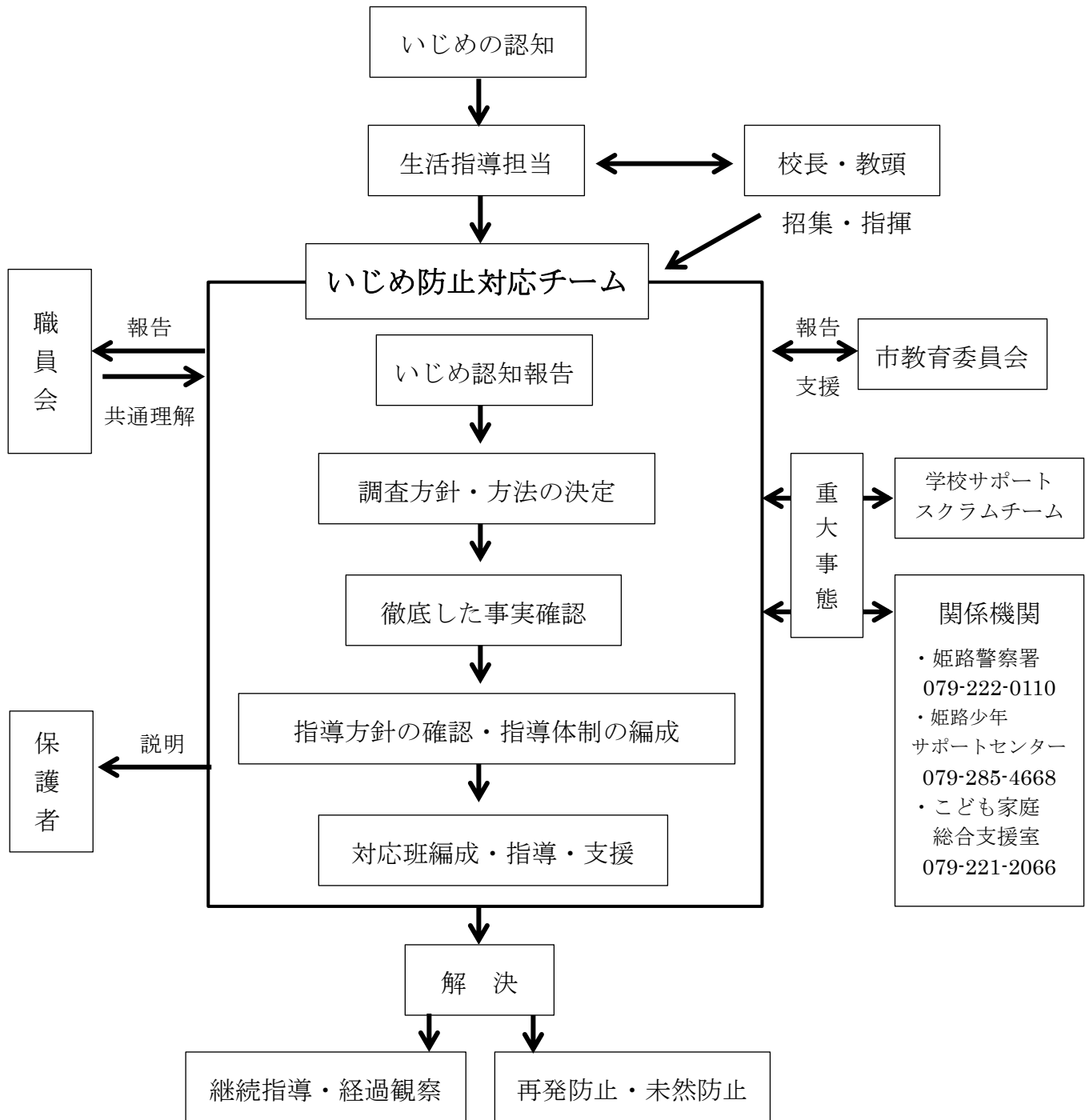
その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 机や黒板に落書きされる
- 持ち物がなくなったり、壊されたりする
- 成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、辞めたいと訴える
- 服に靴の跡がある
- ボタンがとれたり、破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ケガの状況と本人の説明が一致しない
- 黙ってあまりしゃべりたがらない

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員の指導を素直に受け入れない
- 教職員によって態度を変える
- 特定の子供にのみ強い仲間意識をもつ
- グループで行動し、他の子に指示を出す
- 他の子供に対して威嚇をするような言動を行う
- 活発に活動するが、他の子供に対してきつい言葉をつかう

いじめを認知した時の組織的対応



※被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向にも配慮する。

※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については、周辺生徒からも聞き取る（聞き取りシートの活用）。必要に応じて全校・該当学年にアンケートを行う。

※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

※いじめの解消
謝罪をもって解消とせず、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続し、被害者のいじめによる心身の苦痛がないことを本人及び保護者への面談により確認されていること。